

訂正箇所 正誤区分 訂正区分

特記仕様書
交通規制工
42頁

誤

22-11 交通規制工
(1) 共通仕様書19-3-2に規定する交通規制工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の 工事内容	規制時間※	備考
路肩規制 I×1.0(N)	京葉市川 IC -Bランプ	盛土工 構造物掘削 用・排水構造物工 防護柵撤去設置工 路面標示工 縁石工 構造物等取壊し工 地中連続壁工 中間杭工 地盤改良工 切梁・腹起し工 仮栈橋工 埋設管防護工 断面修復工 道路付属物工 舗設工	22:00～翌5:00	

上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。
()内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。
交通規制工における交通監視員1名及びその休憩時間等の交替要員については、交通規制工に含むものとする。
なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制内の作業可能時間が大幅に変更となった場合は監督員の指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 支払
共通仕様書19-3-5「支払」に下記を追加する。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
19-(1) 交通規制工	
路肩規制 I×1.0(N)	回

正

22-11 交通規制工
(1) 共通仕様書19-3-2に規定する交通規制工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の 工事内容	規制時間※	備考
路肩規制 I×1.0(N)	京葉市川 IC -Bランプ	盛土工 構造物掘削 用・排水構造物工 防護柵撤去設置工 路面標示工 縁石工 構造物等取壊し工 地中連続壁工 中間杭工 地盤改良工 切梁・腹起し工 仮栈橋工 埋設管防護工 断面修復工 道路付属物工 舗設工	22:00～翌5:00 (22:30～翌4:40)	

上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。
()内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。
交通規制工における交通監視員1名及びその休憩時間等の交替要員については、交通規制工に含むものとする。
なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制内の作業可能時間が大幅に変更となった場合は監督員の指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 支払
共通仕様書19-3-5「支払」に下記を追加する。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
19-(1) 交通規制工	
路肩規制 I×1.0(N)	回

訂正箇所	正誤区分	訂正区分												
特記仕様書 埋設物撤去工 64頁	誤	<p>22-22 埋設物撤去工</p> <p>22-22-1 定義 埋設物撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設構造物等を撤去することをいう。</p> <p>22-22-2 種別 埋設物撤去工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="518 302 1372 1131"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埋設物取壊し (Type A1)</td> <td>地中連続壁工の施工の支障となる既設污水管（塩化ビニール管φ200mm）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 塩化ビニール管の処分含む。</td> </tr> <tr> <td>埋設物取壊し (Type A2)</td> <td>地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（高密度ポリエチレン管φ1000）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 高密度ポリエチレン管の処分含む。</td> </tr> <tr> <td>埋設物取壊し (Type A3)</td> <td>地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（高密度ポリエチレン管φ1100）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 高密度ポリエチレン管の処分含む。</td> </tr> <tr> <td>埋設物取壊し (Type A4)</td> <td>埋設物切廻し工及び地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（遠心力鉄筋コンクリート管φ1000mm）を（全周回転式オールケーシング工法φ2000）で撤去し、埋戻しするもの。 撤去、発生するコンクリートガラの積込、本特記仕様書18-2に示す再資源化施設への運搬、処分。</td> </tr> <tr> <td>埋設物取壊し (Type A5)</td> <td>埋設物切廻し工及び地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（遠心力鉄筋コンクリート管φ1000mm）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 鋼矢板の撤去及び、スクラップ費 撤去、発生するコンクリートガラの積込、本特記仕様書18-2に示す再資源化施設への運搬、処分。</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	埋設物取壊し (Type A1)	地中連続壁工の施工の支障となる既設污水管（塩化ビニール管φ200mm）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 塩化ビニール管の処分含む。	埋設物取壊し (Type A2)	地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（高密度ポリエチレン管φ1000）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 高密度ポリエチレン管の処分含む。	埋設物取壊し (Type A3)	地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（高密度ポリエチレン管φ1100）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 高密度ポリエチレン管の処分含む。	埋設物取壊し (Type A4)	埋設物切廻し工及び地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（遠心力鉄筋コンクリート管φ1000mm）を（全周回転式オールケーシング工法φ2000）で撤去し、埋戻しするもの。 撤去、発生するコンクリートガラの積込、本特記仕様書18-2に示す再資源化施設への運搬、処分。	埋設物取壊し (Type A5)	埋設物切廻し工及び地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（遠心力鉄筋コンクリート管φ1000mm）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 鋼矢板の撤去及び、スクラップ費 撤去、発生するコンクリートガラの積込、本特記仕様書18-2に示す再資源化施設への運搬、処分。
単価表の項目	区分内容													
埋設物取壊し (Type A1)	地中連続壁工の施工の支障となる既設污水管（塩化ビニール管φ200mm）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 塩化ビニール管の処分含む。													
埋設物取壊し (Type A2)	地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（高密度ポリエチレン管φ1000）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 高密度ポリエチレン管の処分含む。													
埋設物取壊し (Type A3)	地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（高密度ポリエチレン管φ1100）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 高密度ポリエチレン管の処分含む。													
埋設物取壊し (Type A4)	埋設物切廻し工及び地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（遠心力鉄筋コンクリート管φ1000mm）を（全周回転式オールケーシング工法φ2000）で撤去し、埋戻しするもの。 撤去、発生するコンクリートガラの積込、本特記仕様書18-2に示す再資源化施設への運搬、処分。													
埋設物取壊し (Type A5)	埋設物切廻し工及び地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（遠心力鉄筋コンクリート管φ1000mm）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 鋼矢板の撤去及び、スクラップ費 撤去、発生するコンクリートガラの積込、本特記仕様書18-2に示す再資源化施設への運搬、処分。													
	正	<p>22-22 埋設物撤去工</p> <p>22-22-1 定義 埋設物撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設構造物等を撤去することをいう。</p> <p>22-22-2 種別 埋設物撤去工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="534 1377 1372 2094"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埋設物取壊し (Type A1)</td> <td>地中連続壁工の施工の支障となる既設污水管（塩化ビニール管φ200mm）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 塩化ビニール管の処分含む。</td> </tr> <tr> <td>埋設物取壊し (Type A2)</td> <td>地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（高密度ポリエチレン管φ1000）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 高密度ポリエチレン管の処分含む。</td> </tr> <tr> <td>埋設物取壊し (Type A3)</td> <td>地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（高密度ポリエチレン管φ1100）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 高密度ポリエチレン管の処分含む。</td> </tr> <tr> <td>埋設物取壊し (Type A4)</td> <td>埋設物切廻し工及び地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（遠心力鉄筋コンクリート管φ1000mm）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 撤去、発生するコンクリートガラの積込、本特記仕様書18-2に示す再資源化施設への運搬、処分。</td> </tr> <tr> <td>埋設物取壊し (Type A5)</td> <td>埋設物切廻し工及び地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（遠心力鉄筋コンクリート管φ1000mm）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 鋼矢板の撤去及び、スクラップ費 撤去、発生するコンクリートガラの積込、本特記仕様書18-2に示す再資源化施設への運搬、処分。</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	埋設物取壊し (Type A1)	地中連続壁工の施工の支障となる既設污水管（塩化ビニール管φ200mm）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 塩化ビニール管の処分含む。	埋設物取壊し (Type A2)	地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（高密度ポリエチレン管φ1000）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 高密度ポリエチレン管の処分含む。	埋設物取壊し (Type A3)	地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（高密度ポリエチレン管φ1100）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 高密度ポリエチレン管の処分含む。	埋設物取壊し (Type A4)	埋設物切廻し工及び地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（遠心力鉄筋コンクリート管φ1000mm）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 撤去、発生するコンクリートガラの積込、本特記仕様書18-2に示す再資源化施設への運搬、処分。	埋設物取壊し (Type A5)	埋設物切廻し工及び地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（遠心力鉄筋コンクリート管φ1000mm）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 鋼矢板の撤去及び、スクラップ費 撤去、発生するコンクリートガラの積込、本特記仕様書18-2に示す再資源化施設への運搬、処分。
単価表の項目	区分内容													
埋設物取壊し (Type A1)	地中連続壁工の施工の支障となる既設污水管（塩化ビニール管φ200mm）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 塩化ビニール管の処分含む。													
埋設物取壊し (Type A2)	地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（高密度ポリエチレン管φ1000）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 高密度ポリエチレン管の処分含む。													
埋設物取壊し (Type A3)	地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（高密度ポリエチレン管φ1100）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 高密度ポリエチレン管の処分含む。													
埋設物取壊し (Type A4)	埋設物切廻し工及び地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（遠心力鉄筋コンクリート管φ1000mm）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 撤去、発生するコンクリートガラの積込、本特記仕様書18-2に示す再資源化施設への運搬、処分。													
埋設物取壊し (Type A5)	埋設物切廻し工及び地中連続壁工の施工の支障となる既設雨水管（遠心力鉄筋コンクリート管φ1000mm）を（全周回転式オールケーシング工法φ2500）で撤去し、埋戻しするもの。 鋼矢板の撤去及び、スクラップ費 撤去、発生するコンクリートガラの積込、本特記仕様書18-2に示す再資源化施設への運搬、処分。													